

証券コード 1384
2025年6月26日

株 主 各 位

札幌市白石区中央二条三丁目6番15号
株 式 会 社 ホ ク リ ヨ ウ
代表取締役社長 米 山 大 介

第77期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第77期定時株主総会におきまして、下記
のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項 第77期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 定款一部変更の件
本議案は、原案のとおり承認可決されました。
（変更内容は後記のとおりであります。）

第2号議案 取締役7名選任の件
本議案は、原案のとおり承認可決され、取締役に米山大介、
松岡昌哉、福島尚樹、山角征司、勝部慎一、日浅尚子、土屋俊亮
の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件
本議案は、原案のとおり承認可決され、補欠監査役に鈴木建氏
が選任されました。

以 上

定款の一部変更の内容は下記のとおりであります。（下線は変更部分です）

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
（招集権者および議長） 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	（招集権者および議長） 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役会が定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
（取締役会の招集権者および議長） 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者および議長） 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会が定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
（監査役の選任） 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 （新設） （新設） （新設）	（監査役の選任） 第32条 （現行どおり） 2 （現行どおり） 3 <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4 <u>第2項により選任された補欠監査役の選任決議の定足数は、第2項の規定を準用する。</u> 5 <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (新設)	(監査役の任期) 第33条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
第34条～第48条 (条文省略)	第34条～第48条 (現行どおり)